

平成25年度第1回習志野市社会教育委員会議事録

日 時：平成25年7月11日（木） 午前9時30分から11時50分まで

場 所：習志野市仮庁舎3階大会議室

出席委員：春名 和美委員、委員、井上 隆夫委員、鮎川 由美委員、山本 文男委員、
中野 和寿子委員、三代川 寿朗委員、桐生 庸介委員、槇 英子委員

欠席委員：鈴木 喜代秋委員、竹内 比呂也委員

出席職員：植松 榮人教育長、早瀬生涯学習部長、櫻井生涯学習部次長、
上野社会教育課長、片岡生涯スポーツ課長、浅野目青少年課長、
菊地青少年センター所長、佐々木菊田公民館長、寄主市民会館長、
東大久保図書館長、生涯スポーツ課 森下主幹、大久保図書館 岡野主幹
社会教育課 河栗係長、池田主事補

傍 聴 者：3名

会議次第

～開会～

1. 副委員長挨拶
2. 教育長挨拶
3. 新委員紹介
4. 職員紹介
5. 議事録署名人選出

副委員長から、槇英子委員と井上隆夫委員を指名

～議事～

6. 報告事項（進行：春名副委員長）

- (1) 平成25年習志野市議会第1回定例会及び第2回定例会一般質問について
社会教育課長から資料のとおり説明

【質疑】

委員

第2回定例会の谷岡議員の質問に対する今後の処理方法として、谷津小学校区の放課後児童会について検討するとは、具体的にどれくらいまでに検討するのか。

青少年課長

谷津小学校の将来的な学級推計の中で検討している。4月から学校の余裕教室1クラスから2クラスでの運営に移行したばかりであり、今後の推計を考慮しても平成27年までは現在の形態で対応が可能であると考えている。それ以降は、人口の流動によっては、学校

の敷地内外両面からも検討していかなければならないと考えている。

副委員長

放課後児童会の対象は小学3年生までか。

青少年課長

児童福祉法の中で「おおむね10歳未満の児童」ということで3年生と位置づけがされている。平成24年8月に児童福祉法の改正があり、放課後児童会の対象を6年生に拡大するとの公布があった。しかし施行については、社会保障の税の一体改革の中で進めていくので、消費税の成立後、早くても平成27年4月が最短の施行日になってくる。施行されれば、当然小学校6年生までが対象になるのでそのような形で行っていく。

委員

保育所等には設置基準が示されているが、放課後児童会については設置基準がないのか。

青少年課長

放課後児童会については明確な設置基準はない。望ましい基準として、国及び県からガイドラインが示されており、その中で望ましい施設の広さとして児童1人あたり1.65㎡以上の面積を確保することがあげられている。それらに沿ってできるものから対応している。

委員

文科省が出しているガイドラインか。

青少年課長

放課後児童関係であるので厚生労働省が出している。

委員

習志野市独自では基準を作っていないのか。

青少年課長

習志野市独自では基準を作っていないが、県のガイドラインを参考にしている。

委員

基準を満たしていない児童会があるのか。

青少年課長

習志野市は希望するお子さん全員を受け入れる全入制を取って運営しているので、施設

によっては望ましい基準である一人あたり 1.65 m²を確保できていないのが現状である。

委員

ぜひ努力をしていただきたいところだと思う。

浅野目青少年課長

望ましい基準を満たすために施設を作っていくというハード面の設備は難しい。夏場を過ぎると児童が減るといった児童数の増減もあるので一概に望ましい基準である1人あたりの面積 1.65 m²を満たさないからといって施設を作るとはいかないのが現状である。

委員

そのように理解している。公民館の話と関係してくるが、公的な施設をもっと見直し施設の活用を検討するなど工夫してほしい。施設を作ってほしいとは言っていない。

委員

指定管理者制度を導入している他市の公民館の視察の中で、いくつか認められた創意工夫とは何か。

菊田公民館長

5月の終わりに我孫子市の湖北地区公民館に視察に行った。4月から新たな指定管理者となったため、現在の受託先は2ヵ月のみの実績となる。施設改善の面での工夫や子どもたちの受け入れ態勢での工夫が認められた。新しい施設ではないので、施設を改善することが当面の課題であった。そのため指定管理者が施設（トイレ・壁）をきれいにする、また校長先生の経験者が館長になったということもあり、子ども達の来館が増加したといった効果が認められた。事業面での改善はあまり認められなかった。

委員

2ヵ月しか受託実績のない公民館に視察に行ったのか。

菊田公民館長

今回視察を行った公民館は委託期間の中での財団法人の解体に伴い、4月から新たに民間会社が指定管理者として運営している公民館であった。以前から指定管理者ではあった。

委員

委託期間の中でつぶれたのか。

菊田公民館長

指定管理期間が平成26年3月31日までであった。昨年財団が解散となり、それに伴い再公募を行い、平成25年4月1日から人材派遣の会社に指定管理が移行した。

社会教育課長

補足として。視察にあたって、一般の民間事業者が指定管理者として参入している事例があまりない。今後、公民館の指定管理者制度を検討していく中で、民間事業者を含む公募での指定管理者を検討していくために参考とする訪問でもある。

定例会の一般質問の中で視察の幅を広げてほしいという要望があった。今後は、民間事業者に限ることなく、地域運営型・複合型など、さまざまな形態で運営している公民館を視察予定である。

委員

文化ホールについて、文化ホールの民間の利用が狭められているということは、それ以外が優先的に利用していると捉える。文化ホールは民間でも市役所でもどちらが利用しても利益が同じであれば問題ないと思う。一般の利用は高い料金を取られる。市民の教養を高めるために、市の利用だけでなく、民間を含め広く市民の発表の場とするために市の活用を制限して、民間の利用拡大を検討しているのか。

なぜ市の関係の利用が多いのか。どこの利用が多いのか。もし市の利用を制限するのであれば、具体的にどのような方法を検討しているのか。

社会教育課長

議員からの質問が文化ホールを残すための自立の立場に立った質問だった。土日を含めて公が使うと減免が生じ料金が安いのが、民間が利用すれば料金が高くその分文化ホールに収入として入ってくる。そうすれば、文化ホールの収益になるという議員の考えであり、例えば市の利用を曜日で区切って利用する方法が提案された。文化ホールは老朽化しているが、稼働率が80パーセント以上と人気が高く特に土日の予約が多い。文化ホールの自主自立という意味では、民間の利用が増加できないかという質問であった。

文化ホールは市役所から毎年2億弱の補助金を受け取っていることから、行政側としては優先的に利用したいという部分があるため、どこに市役所との接点を持つかが現状と課題である。

委員

誰でもお客がたくさん入る土日利用したい。議員の質問事体がおかしい。補助金をもらっているからといって、市の活動を優先すべきとは思わない。もっと利用しやすいようにすればよい。それにしても、市の補助金をもらうような団体の利用がそんなに多いのか。

社会教育課長

土日 100 日あるうち半分以上が生涯学習関係の利用である。生涯学習団体だから使ってはいけないのではなく、民間を使った方がもっと収益が上がるのではないかという議員の意見であり、使い方の問題である。

副委員長

委員の 2 番目の質問、どこの利用が多いのか。

社会教育課長

市の中でも芸術文化関係・シンポジウム・講演会が多い。文化ホールは音響設備が良く、発表の場として適しているため、平日は学校関係の利用が多い。土日については市の主催・共催の事業が多い。

委員

文化ホールで見ってもらうのは発表する必要性のある芸術性の高いものである。本当に市のためになる団体が利用すればよい。補助金の対象になっている団体ばかり利用を優先する必要はなく、文化ホールそのものが成り立つ方法を検討する必要がある。

社会教育課長

市の方で後援・共催の比重の見直しが必要であると考えている。使用料・手数料の見直しとともに考えていきたい。

委員

市の利用が多く民間が利用できないのではなく、民間の利用がないから市の利用で埋めていったという歴史ではないのか。音響効果としては素晴らしいが、民間が商業ビジネスとして成り立ちにくいキャパシティではないか。補助金の対象のため市の関係の利用が多く、民間が入りたいが入れないというのはおかしい。実際に民間の商業的な問合せが入ってきているのか。

社会教育課長

確かに文化ホールは市民の声・要望で作られた施設であり、発表の場という意味合いが強い。立地条件からも人気があるため、演歌歌手等からの土日の問合せが入ってきている。しかし、市の利用の場合には 1 年以上前から予約できるのに対し、民間はその後からの予約になるため、市の利用が優先的になってしまう。文化ホールとしては、平日の利用を提案するが、その時点で利用を断念するというのが実態である。

委員

文化ホールはキャパシティが小さ過ぎて、商業ビジネスが成り立たなくなっているという経緯があるのではないか。

社会教育課長

約 1400 人というキャパシティが、確かにもう少しコンパクトに、また逆にもう少し大きくという意見もある。コンサートによっては満席になることもあるので、興行的にはもう少し広い方がいいとも考えられる。しかし、現状の中で民間の利用増加という利用改善を検討している。

委員

歴史的な経緯の中で市内の芸術文化団体に活用を促していたのが、土日は優先的に利用させないという議論がでるのはおかしいのではないのか。

委員

市民のためのつくった目的の文化ホールであるのだから、市民優先でいいのではないか。最初にできた目的を優先するべきであって、余力があるようであれば、民間の利用ができればいいのではないか。

社会教育課長

(公財) 習志野文化ホールは補助団体であり、市役所とは別組織であることをご理解いただきたい。文化ホールの建物もこの公益財団法人習志野文化ホールという 1 民間団体が所有している。当初の目的としては、確かに委員の指摘のとおりであるが、財団として存続していくための営業努力が求められてくる中で、団体が独立して運営できる財源を確保していく必要がある。議員からは営業努力の部分について、利用方法の改善を求めた質問であった。

副委員長

市から補助金を 2 億近く出している財団ということで検討の余地があると思う。

(2) 平成 25 年度生涯学習部予算の概要及び主要施策別重点事業について

社会教育課長より資料のとおり説明

(3) 平成 25 年度社会教育関係団体に対する活動補助金について

社会教育課長より資料のとおり説明

(4) 各種審議会等委員の名簿について
社会教育課長より資料のとおり説明

【質疑】

委員

平成26年度から補助金を見直すとは、各団体から補助金申請の金額をあげてもらった申請に対して補助金を見直すのか。具体的なスケジュールは決まっているのか。

社会教育課長

市からスケジュールの具体的な方針が示されていない。前回の3年前の補助金の見直しの際には、各団体からの事前に意見を吸い上げたうえで、金額を決定していったので、今回も同様の予定になると想定している。

委員

各団体と協議をしたうえで検討していくということですね。

委員

スポーツ振興協会の補助金について、年間どのくらいのスポーツ教室を開催しているのか。

生涯スポーツ課長

スポーツ教室は平成24年度実績で、15種目40教室、日数にすると96日間実施している。補助金については、教室の運営に係る経費と人件費が含まれている。

副委員長

具体的にはどのような種目が行われているのか。

生涯スポーツ課長

テニスやバレー等の競技スポーツ、グラウンドゴルフ・パークゴルフというニュースポーツといわれる手軽にできるもの、お子さん向けのかっこ教室などの基本的な体力を作る教室を行っている。

(5) 大久保地区の施設再編に関する説明会の開催について

社会教育課係長より資料のとおり説明

【質疑】

副委員長

説明会は1回のみということではないのか。

社会教育課係長

1回のみとは考えていない。今回は、市の計画を示すスタートの説明会であり、アンケート等で市民の意見を聞いた上で、課題を検討していきたい。その上で、今後の開催を検討している。

委員

大久保の再編にかかる建設費は、金額的にどのくらいを想定しているのか。

社会教育課係長

延べ床面積かける単価で試算している段階であるが、実際にどのような施設を作るかにもよって変わってくるので、明確な数字は分からない。

委員

何年ぐらいに完成することを見据えているのか。

社会教育課係長

新庁舎の建設と同時並行で行っていくので、施設の建て替えの竣工が順調に進んでいけば、5年後の平成30年～31年をめどに竣工予定である。

委員

課題についても説明してもらえるのか。

社会教育課係長

資産管理室長の話の中で説明がある。

委員

今7つある公民館が4つになるということは、無くなる3つの公民館の利用者はどのように利用するのが、まず1つの問題である。

学校施設を活用するようだが、学校を利用する場合は無料で公民館を利用する場合は有料である。例えば、福祉施設は公民館と同様の利用を行っても福祉サービスとして無料で利用できる。管理者が違うからといわれるかもしれないが、利用する側からすれば、学校であろうが公民館であろうが同じ税金の質で作った建物に違いがない。議論する余地がないのか、不公平さがある。

社会教育課長

今の話は生涯学習改修整備計画に関係してくるのでそこで、説明を行う。

委員

5年後に大久保地区ということで他の地区は何十年先になるのだろうかと思う。市内全体のビジョンが見えないが、全体のビジョンはどうなっているのか。

社会教育課係長

大久保地区の老朽化が市内の中で一番進んでいるために、モデル地区として取り組む。その後、次に老朽化が進んでいる建物が多い東習志野地区を行い、大久保地区のモデルが適用できれば適用していく。西部地区には比較的新しい施設がそろっているため、既存の施設を活用し、生涯学習活動を継続していけないかと考えている。

(6) 公民館への指定管理者制度導入について

社会教育課長より資料のとおり説明

【質疑】

副委員長

モデル館を検討していたが、もう一度仕切りなおして検討するということか。

社会教育課長

そのように理解いただければと思う。

委員

地域が運営するという話も仕切りなおしなのか。

社会教育課長

はい。選択肢の1つとして、地域運営型も含まれる。

委員

指定管理者制度の導入について「やむを得ない」とする答申を受けられた公民館長の皆様はどう思ったか。「社会教育の充実を考慮すると」と書いてあることから、現状の市の社会教育の在り方に対して市ではどうしようもできないと公民館運営審議会の会長さんが述べられているのかと思ったのだが。

菊田公民館長

われわれが行ってきたことに対して、市民の皆さんに何がいいのか今までのことを見直さなければいけないと思う。市民の皆様にとって良い社会教育を検討していくための選択肢の1つとして指定管理者制度を検討することはやむを得ないと思う。直営がいいのかどうかという判断においても、実際にやってみないと市民の方にとってなにがいいのかはわからない。指定管理者の導入が市民にとって良い結果なるかもしれないし、未知の世界で

あるので検討することはやむを得ないと思わざるを得ない。

委員

「充実を考慮すると」という前提で「やむを得ない」とある。現状の公民館で行われている社会教育に対して市民にとって物足りないという市民の皆さんのニーズに合わせたことをやってもらえないかという意見だと思ったので、これを受けて現場の職員がもっと市民のニーズに応えられるように頑張りますとの返事を期待していた。

委員

一市民として「やむを得ない」は違和感がある。どっちを向いて仕事をしているのだろうと思った。

委員

どうすることもできないから導入を検討するということは、半ば行政はギブアップだといっているようなものだと思った。

委員

より良い道筋を探るべく検討すべきにも関わらず、検討したくはないが、やむを得ないという風に聞こえる。市民ニーズに沿った検討とは思えず、この文面に違和感がある。

副委員長

「やむを得ない」という言葉が、仕方がなくというニュアンスに感じ取れる。

生涯学習部長

先の答申の中には、民であろうが、公であろうが公民館が地域の求めに応じた活発な活動を行ってもらいたいという意味がある。私たちの考えの中にも、指定管理者制度は手法に過ぎず、公民館が地域の方に満足してもらえる形にしたいと思っている。だが現状はどうなのか。「公民館が頑張らないといけない」「民間を活用した方がいいのではないか」といった議員から意見や、前回の公民館運営審議会の答申の中でも直営が当然だが民間の活用についても検討しなければならないという答申を頂いている。今回の公民館運営審議会の意見書には、自分たちの立場からすれば直営で運営してもらいたい、議会での発言・民間の導入状況・人事配置の問題等を含めると、「やむを得ない」という言葉があがってきたのではないかと感じている。

生涯学習部としては、民間活力の活用は考えていきたい。その際には仕様書に市民が公民館に求めているものを研究し、組み込んでいかなければならないと考えている。これは、議会でも答弁させていただいた。指定管理制度を導入すればいいと思っているわけではなく、また直営であればどんな状況でも良いというわけではない。先人があるものについて

は参考にし、ないものについては先人になるつもりで事を進めていきたいと考えている。

委員

貸館であれば指定管理者制度を導入するといった、中身を分けるという考え方はないのか。公民館の中に指定管理者にするものと行政直属で行うものとすみ分けをするということはないのか。

社会教育課長

貸館とは本市におけるコミュニティセンターであるといえる。しかし公民館は教育機関という位置づけであり、使用する団体が学習を高めることが施設を貸すことの目的である。講座をきっかけとする一連の中での貸館は必要であると考えますが、講座だけが公民館、貸館がコミュニティセンターという切り分けを行うつもりはない。菊田公民館であれば、菊田公民館という建物で行われていること全てを包括するものである。

委員

建物ごとで分けているのか。市としての事業は建物の中にあるわけではなく、市全体を考えて行われなければならないことである。

菊田公民館長

家庭教育の事業や高齢者に関する事業、学習圏会議など全市的に行っている事業を今後どう行っていくのが課題であると思う。地域格差ができてはいけけないので、全体で行っている事業については今以上に充実しなければならない。各地域が守ってきた伝統の特色を残していく必要があるため、そのあたりは課題であると考えている。学校や連合町会と包括的に行っている事業や地域に根差した事業など今までの習志野が行ってきた社会教育を存続させていくためにしっかりと仕様書に組み込んでいかねばならない。事業と部屋を貸すということで建物を分けるとは考えておらず、全体を通して行っていかなければならないと考えている。

委員

理念が先にあつての手法を検討していただきたい。行っていきたい事業を踏まえた事業をやっていただきたい。ここで述べるのが適切かわからないが、朝日新聞に平成25年3月から文部科学省のモデル事業として公民館で子育て支援が始まるとあった。公民館の教育全般の可能性もあると思うので、視察の際にはそういった事業を行っているところも見ていただきたい。

社会教育課長

習志野市の公民館は歴史・実績が長く、評価が高い。事業の維持という点で、人的な部

分がそろわない。例えば社会教育主事の不足という点があげられるが、これは教育機関で学校の先生がいないのと同じ状態であると言える。可能性を民に求めることが一つの手法であると考えている。これは方法であって、核になるものつまり公民館の事業・公民館の活用・地域での位置づけは変えないように、地域性を損なわない仕様書づくりを検討していきたいと考えている。仕様書が出来上がった段階でみなさんに見ていただきたい。

委員

説明の中であった、先進的に指定管理者制度を導入しているところで成功例がないとはどのようなことか。

社会教育課長

今までの実績があるので、我々の持っている理想が高いのかもしれない。公民館を調べてみると貸館に徹しているところが多い。公民館が教育機関であるという位置づけの中で、民の活用を考えると、やはりかなり限られてくる。ただ難しいところは、仕様書がしっかりしていないで民に頼っても、仕様書に書いていないとしてやらないと言われている部分が少なくない。全くないわけではないが、限りなく少ないという実感がある。

副委員長

どのくらい全国では指定管理者で運営しているのか。

社会教育課長

指定管理者制度の導入事例は多くある。講座までしっかりやっている、我々が求めている形態は奈良県の公民館であり、視察を考えている。東京には公民館があまりなく、コミュニティセンターやカルチャーセンターといった形態が多い。遠方に足を運んででも調べなければならないと思っている。

菊田公民館長

千葉県の指定管理者の導入例を挙げると、習志野市という地域運営型の公民館が主だが、流山市で4館中3館がシルバーセンター人材センター・NPOの運営、野田市で11館中1館（けやきのホール）、我孫子市で2館中1館（湖北地区公民館）、白井市で4館中4館、市原市で11館すべての館が地域運営型、習志野というコミュニティセンターという形態であり、四街道市で3館中2館である。埼玉県は千葉県寄りの自治体でいくつか指定管理者を導入している。東京都の23区にはそもそも公民館が存在しない。神奈川県は公民館の形ではないが、生涯学習センターという形でいくつか指定管理制度を導入している。

生涯学習部長

指定管理者制度を導入している自治体はかなり増加している。社会教育課長の言う、先

例があまりないというのは、我々が求めている形態がないということである。習志野市の全ての公民館が共通して必要な事業を行っていける形態を目指している。

7. 協議事項（進行：春名副委員長）

（1）生涯学習施設改修整備計画について

社会教育課長より資料のとおり説明

【質疑】

社会教育課長

先の「施設を集約すると、今までの活動の場が確保できないのではないか。」という質問について。本計画は、今後市の財政状況を検討すると生涯学習施設を半分にしなければ施設を維持していけないという状況の下で検討している。施設の稼働率という点から見れば、施設を半分にしたとしても活動場所は確保されると考えられる。しかし、使用時間を考慮すれば、利用時間が集中し利用できない可能性も出てくると考えられる。そのため、利用の多い時間・時期に活動の確保といった具体的に使い勝手の良い施設のあり方を検討していく必要があると考えている。

副委員長

具体的な使い勝手とは。

社会教育課長

例えば、スポーツ施設において一律平等な予約システムを導入した。しかし、教育施設である公民館で同じシステムが導入できるのかという問題はある。

委員

各公民館のサークル連協議会等、優先的に公民館を利用している団体があり、それが一律平等抽選になると不満が出てくるのではないか。また、利用時間区分が午前・午後・夜でよいのか。利用方法・時間区分を利用者と公民館で検討し、より使いやすい公民館にしていくべきであると考えます。

生涯学習部長

スポーツ施設の予約システムは他市との共同開発によってできたものであるため、習志野市単独でない部分もある。社会教育課長の発言は、平等な予約システムの導入のように、少し異なる観点で使い勝手を検討しなければ、利用時間の集中という問題を解決できないという意味である。具体的な使い勝手についてはまだ決まっておらず、検討する時間を頂きたい。

委員

どのように検討していくべきかわからない。4つのエリア区分について、中学生の学区が2キロということだが、子どもやお年寄りにとって2キロという範囲が適切なのかどうか。それぞれのエリアの人口構成や各エリアの人々がどのように社会教育施設を使っているのかがわからない。現在の利用者のデータ、人口構成や家族構成や個人の利用状況といったデータがないと、地図上で2kmというエリア区分が適切なのか判断できない。子どもの数が西エリアは増えていくだろうといった、具体的なデータがほしい。

社会教育課長

4つのエリア区分については、地図だけではなく、エリアごとのデータを提示していきたい。

委員

学校施設と複合化が具体的にどう行われるかわからないので、示していただきたい。

社会教育課長

生涯学習施設改修整備計画において学校施設との複合化を提案したわけではない。我々はいくまで生涯学習施設のみを検討している。しかし、公共施設再生計画の方では学校施設の複合化を検討している段階であるので、そちらの説明も今後させていただきたい。

例えば三中と七中の統合は、公共施設再生計画では第三期（平成38年度以降）で計画している。しかし現在、公共施設再生計画について決定しているのが、大久保地区を含む第一期（平成26年度～31年度）であり、計画事体は第三期までである。計画全体がわかる資料を提示していきたい。

委員

今ある施設を売却し、資金面の工面しようとしているのか。

生涯学習部長

大久保地区については具体的にどのように再編していくか決定していない。選択肢が2つある。全ての施設を合築し共有スペースを削減していく手法と、今ある施設の骨組みを残しリノベーション・リニューアルする手法である。

委員

現在運行しているコミュニティバスの運行状況を考慮し、施設の場所を検討してもよいのではないかと。移動方法の提案がないと利用者も移動しづらい。

社会教育課長

廃止となった施設と新しく利用することとなる施設とのアクセスは検討していく。現在、交通機関があまり発達していない地域を含めすべての地域において交通手段について検討していく。

～閉会～

議事録署名
